

大阪市観光案内表示ガイドライン

令和2年9月

目 次

第1編 案内表示板整備の基本的な考え方

1. はじめに	1
2. 案内表示板整備の考え方	2
2.1. 整備の考え方	2
2.2. 整備にあたっての原則	2
3. 案内表示板で提供すべき案内情報	3
3.1. 基本的な考え方	3
3.2. 表示の対象と方法	3
4. 案内情報の表記	5
4.1. 基本的な考え方	5
4.2. 文字	5
4.3. ピクトグラム	10
4.4. サイズ	12
4.5. 色彩	13
5. 案内表示板の表現	14
5.1. 基本的な考え方	14
5.2. 案内図サイン	14
5.3. 誘導サイン	14
6. 案内表示板の設置	15
6.1. 基本的な考え方	15
6.2. 設置	15
6.3. 構造・形態	16
7. 案内表示板の維持管理	17
7.1. 維持管理の内容	17
7.2. 設置及び維持管理の計画	17
8. 景観への配慮	18
8.1. 基本的な考え方	18

第2編 観光案内表示板の整備方針

9. 観光案内表示板整備の考え方	19
9.1. 枠組	19
10. 観光案内表示板の案内機能	20
10.1. 提供すべき案内機能	20
11. 観光案内表示板の設置場所	22
11.1. 重点エリアと一般エリア	22
11.2. 案内施設の選定	33
11.3. 整備箇所の選定	33

第1編 案内表示板整備の基本的な考え方

1. はじめに

本市では、「大阪市案内表示ガイドライン」(H9)、「大阪市観光案内表示マニュアル」(H11)に則り、歩行者用の案内表示板や観光案内表示板の整備を行い、市民や来訪者にとってわかりやすい案内表示の整備に一定の役割を果たしてきた。

しかしながら、策定から約20年が経過し、同ガイドラインやマニュアルに沿って整備された案内表示板の経年劣化等に対する修繕や情報更新といった維持管理上の課題があるほか、近年の訪日外国人旅行者の増加に伴う防災上の情報提供など、新たな情報表示ニーズやICTの進展への対応といった課題が浮き彫りになってきている。

そうしたことから、案内情報の充実や効率的な情報発信、利便性の向上を図るため、これまでのガイドライン、マニュアル策定以降の社会情勢の変化に合わせた見直しを図り、改定(ガイドラインとして一本化)することとした。

本改訂版は、「第1編 案内表示板整備の基本的な考え方」を示す1章～8章と、「第2編 観光案内表示板の整備方針」を示す9章～11章で構成する。

表 1-1 本改訂版の構成

	目次	内容
案内表示板整備の基本的な考え方	1. はじめに	・改訂の経緯
	2. 案内表示板整備の考え方	・整備の考え方、整備にあたっての原則
	3. 案内表示板で提供すべき案内情報	・基本的な考え方、表示の対象と方法
	4. 案内情報の表記	・基本的な考え方、文字、ピクトグラム、サイズ、色彩
	5. 案内表示板の表現	・基本的な考え方、案内図サイン、誘導サイン
	6. 案内表示板の設置	・基本的な考え方、設置、構造・形態
	7. 案内表示板の維持管理	・維持管理の内容、設置及び維持管理の計画
	8. 景観への配慮	・基本的な考え方
観光案内表示板の整備方針	9. 観光案内表示板整備の考え方	・枠組
	10. 観光案内表示板の案内機能	・提供すべき案内機能
	11. 観光案内表示板の設置場所	・重点エリアと一般エリア、案内施設の選定、整備箇所 の選定

2. 案内表示板整備の考え方

2.1. 整備の考え方

案内表示は、「市民や国内外からの来街者が目的の施設や場所にわかりやすく到達できる」ものであるとともに、街並みを構成する一つの要素として周辺の景観に十分に配慮がなされていることが重要である。

2.2. 整備にあたっての原則

したがって、案内表示板の整備に際しての基本的な視点を、「親切・わかりやすさ」、「国際化への対応」、「街並みとの調和」と設定する。

これらのことを実現するため、本ガイドラインでは、「案内表示板で提供すべき案内情報」、「案内情報の表記」、「案内表示板の表現」、「案内表示板の設置」、「案内表示板の維持管理」、「景観への配慮」の6項目について基本原則を定める。

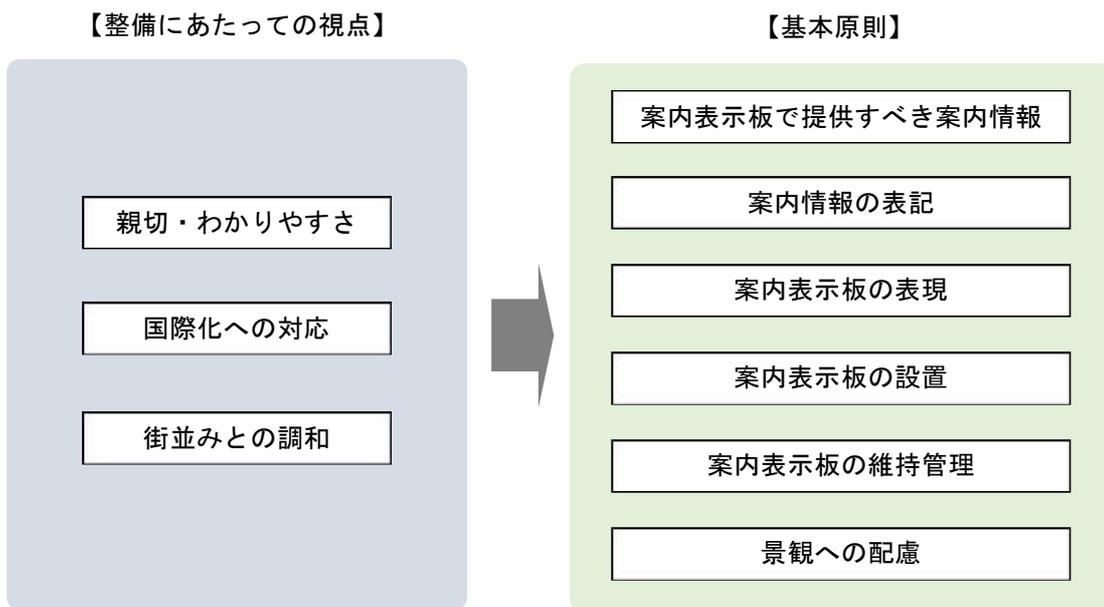


図 2-1 整備にあたっての視点と基本原則

3. 案内表示板で提供すべき案内情報

3.1. 基本的な考え方

来街者が入手したい情報は、施設の所在や経路途中の目印など来街目的に応じ多岐にわたる。

案内表示板において、表示を必要とする記載対象を来街者の利用の側面から分類・整理し、提供すべき案内情報の全体を整合あるものとする。

これにより、案内表示板の提供情報に共通性が生まれ、整備における具体的な案内の連携が容易となる。

3.2. 表示の対象と方法

- 1) 表示の対象となる案内情報の分類と項目は、次頁の表 3-1 に定める。
- 2) 案内表示板の地図への記載対象の表示に際しては、表 3-1 の表示の方法により地図・建物図形、言語表記、図記号表記を選択し表示することを基本とする。
- 3) 案内表示においては、その設置や作成目的、利用場面・場所等を考慮し、表中の記載対象の項目を選択するとともに、他の案内表示板との案内情報の連携を図る。

なお、極めて公共性の高い施設である駅、案内所、重要地点である集客施設は必ず記載する。

表 3-1 地図に掲載する情報

凡例 ★ : 必ず表示すべき案内情報
 ● : 原則として表示すべき案内情報
 ▲ : 場合により表示すべき案内情報 (原則としては表示しない)

No.	記載対象分類	項目	表示の方法 ※1			表示にあたっての考え方
			地図・建物図形	言語表記	ピクトグラム	
1	方位・距離スケール	方位	●			
		距離スケール	●			
2	地勢・土木構造物等	港湾	●	●		原則としてすべて
		河川・運河・堀・棧橋・池等	●	●		原則としてすべて
		鉄道(路線)	●	●		原則としてすべて
		地下鉄(路線)	●	●		原則としてすべて
		道路、歩道	●	●		愛称道路名、国道名 必要な場合、歩道橋、横断歩道、ペDESTリアンデッキ、踏切の図形を表示
		交差点(信号機)		●	●	
		高速道路(高架道路)、インターチェンジ	●	●		原則としてすべて
		橋梁・トンネル等	●	●		原則としてすべて
		公園・緑地	●	●		都市計画緑地、都市計画区分2以上の公園
3	行政界・住居表示地区名称 広域避難場所	市名・隣接都市名	▲	▲		記載範囲に境界があり、表示が必要な都市名のみ
		区界・区名	▲	▲		記載範囲に境界があり、表示が必要な区名のみ
		町界・町名	●	●		原則としてすべて
		地区名称		●		OBP、OAP、天保山ハーバービレッジなど
		広域避難場所	●	●	●	原則としてすべて
		街区符号		▲		住居表示を主目的とする特定の案内表示板で記載
		住居番号		▲		住居表示を主目的とする特定の案内表示板で記載
4	交通機関施設	鉄道駅	★	★	●	すべて
		地下鉄駅	★	★	●	すべて
		地下鉄駅地上出入口	●	▲		出入口記号は場合により表示
		客船ターミナル		●	●	原則としてすべて
		空港バス・長距離バスのりば・市バスターミナル		●	●	原則としてすべて
		主要タクシーのりば		●	●	集客施設、駅周辺の主要タクシーのりば
		バス停		▲	▲	乗り継ぎの案内が必要な案内表示板で表示
5	建築施設等	案内所		★	★	市で運営する観光案内所、サービスカウンターほか
		公共施設 また、それに類する施設	●	●		原則としてすべて
		官公庁又はその出先機関	●	●		原則としてすべて
		領事館	●	●		原則としてすべて
		報道・通信機関	●	●		新聞・通信社10社、放送局6社 ※2
		警察署・消防署・郵便局	●	●		原則としてすべて、郵便局は集配局
		スポーツ施設、体育館、運動場	●	●		府、市で運営する施設
		文化施設・ホール・展示会場	●	●		府、市で運営する施設
		医療施設	●	●		病院(20床以上)、休日急病診療所
		大学・短大・高校・中学校・小学校	●	●		原則としてすべて
		名所・旧跡	●	●		歩行上の手がかりになるもの
		寺院・神社・仏閣・教会	●	●		歩行上の手がかりになるもの
		交番			●	原則としてすべて
		民間施設	●	●		著名なものに限定
		大規模小売店舗・商業集積施設	●	●		著名なものに限定
		地下街・商店街	●	●		原則としてすべて
		地下街地上出入口	●	●		出入口記号は場合により表示
ホテル	●	●		日本ホテル協会・大阪観光協会加盟ホテル、旅館		
銀行・信用金庫			●			
劇場・映画館、文化施設、遊園地・テーマパーク	●	●		劇場は座席数500以上		
歩行上の手掛かりとなる建築施設	●	●		著名ビルや著名な入居主体がある施設		
6	設備その他	地上地下接続等のエレベータ・エスカレータ			●	車イス対応で供用されているものは必ず記載
		公衆トイレ			●	供用されているもの

※1: 外形が確認できる物はすべて図形で表示。バスのりばなど外形で示すことが困難なものは、言語もしくはピクトグラムで表記。

設備その他や交番のように名称確認の必要のないものはピクトグラムのみで表記。

※2: 新聞・通信社10社は、朝日、大阪日日、共同通信、産経、ジャパンタイムズ、日刊工業、フジサンケイビジネスアイ(旧日本工業)、日本経済、毎日、読売。放送局6社は、朝日放送、関西テレビ、テレビ大阪、日本放送協会(NHK)、毎日放送、読売テレビ放送。

出典:「大阪市案内表示ガイドライン」(H9)の内容を「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」(H23.8、(財)国土技術研究センター)を基に更新

4. 案内情報の表記

4.1. 基本的な考え方

案内表示板が異なっても同一施設は同一の名称表記である必要がある。また利用者によっては理解可能な表現や言語に限られることから、わかりやすい表記と使用言語に充分配慮する。

言語表記に際しての基本原則は次のとおりである。

- (1) 案内表示は、原則として日本語表記にローマ字・英語表記を併記するものとする。
- (2) 多くの外国人の訪問が想定される施設・場所では、原則として案内表示に多言語表記を用いるものとする。
- (3) 多言語で案内表示をする場合は、視認性が確保できることを前提に、(1)に加え、原則として中国語（簡体字）、韓国語を他の言語に優先し表記する。なお、タッチパネル式による場合等において、さらに多くの言語を表記することも可能である。
- (4) やむをえず、日本語以外の表記を省く場合には、可能な方法でこれを補完するよう努めるものとする。

4.2. 文字

日本語をはじめとする表記は、以下にしたがう。

4.2.1. 日本語表記

- 1) 建築施設を表記する場合は、建築施設名称（ビル名称）もしくは著名な入居主体名で表記する。
- 2) 正式名称以外に一般的によく知られた通称や略式表記がある場合は、これを表記することができる。
- 3) 案内の上で重要となる駅名や地名等で、読み方がわかりにくい漢字には、かなを付記する。（ローマ字を併記している場合には省略できる）
- 4) 正式名称の確認など、必要な場合、案内対象の施設管理者に表記を確認し、原則としてその指定にしたがう。

4.2.2. ローマ字・英語表記

表記に際しては、以下のローマ字・英語表記細則にしたがうことを基本とする。

具体的な対訳語は、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（国土交通省観光庁）を基本とする。

(https://www.mlit.go.jp/kankocho/news03_000102.html)

○ローマ字・英語表記細則

- 1) 原則として、地名などの固有名詞は、その発音に忠実にローマ字で表記し、普通名詞は英語で表記する。

《例》 大阪駅 (オオサカエキ)
Osaka Station

- 2) 普通名詞であっても、橋・川・寺などのように、固有名詞との組み合わせで用いられる場合には、普通名詞部分をローマ字で表記し、英語表記を付記する。

《例》 淀川 (ヨドガワ) 淀屋橋 (ヨドヤバシ) 四天王寺 (シテンノウジ)
Yodogawa River Yodoyabashi Bridge Shitennoji Temple

- 3) 建築物など個別の施設名の表記に際しては、原則として施設管理者が定める表記に従う。ただし、表記が長くなるなどの理由で読みづらくなる場合や、略称が慣例として用いられている場合は、略称を用いる。

《例》 大阪シティエアターミナル (オオサカシティエアターミナル)
OCAT (オーキャット)。

- 4) ローマ字の綴り方についてはヘボン式を用いる。(別表のとおり)

- 5) 町名の一文字目は大文字で、以下は小文字で記載する。(ただし、実用に応じてすべて大文字を使用してもよい)

《例》 阿倍野元町 (アベノモトマチ)
Abenomotomachi

町名は切り離さずにひと続きに表記する。「〇丁目」はアラビア数字の表記のみとする。

「区」の英語は「Ward」とし、先頭の文字は大文字を用いる。

《例》 北浜一丁目 (キタハマ1チョウメ) 中央区 (チュウオウク)
Kitahama1 Chuo Ward

冠詞、(a、an、the)、前置詞 (by、of、in、for 等)、接続詞 (and、as、or 等) が名称の途中にある場合は、これを小文字で表記する。

《例》 アメリカ領事館
Consulate of the United States of America

- 6) 町名は原則として「-」で分割しないが、はねる音「n」と次にくる母音字を切り離す必要がある場合には「n」の次に「-」を入れる。

《例》 菅栄町 (カンエイチョウ)
Kan-eicho

- 7) 「通り (大通り)」、「筋」の前には「-」を入れる。この場合「-」の後の先頭の文字は小文字を使用する。

《例》 長堀通り (ナガホリドオリ) 御堂筋 (ミドウスジ)
Nagahori-dori Street Mido-suji Avenue

8) 一つの町名が2行以上にまたがる場合には適当な場所で切り、上段の一番最後に「-」を入れる。

《例》 松屋町住吉 (マツヤマチスミヨシ)

Matsuyamachi-

Sumiyoshi

9) 固有名詞が2つ以上並ぶ場合、新・南などの接頭語がつく場合及び前・口などの接尾語がつく場合は、間に「-」を入れる。但し、全体が一つの固有名詞として言い習わされている場合は、この限りでない。

《例》 野江内代 (ノエウチンダイ) 今宮戎 (イマミヤエビス)

Noe-Uchindai

Imamiyaebisu

東野田 (ヒガシノダ)

Higashinoda

10) はねる音「ン」は「n」を用いるが、「b」、「m」及び「p」の前では「m」を用いる。

《例》 本町二丁目 (ホンマチ2チョウメ) 難波 (ナンバ)

Hommachi2

Namba

大保山 (テンポウザン)

Tempozan

11) 長音についての記載は行わない。

(例) 高麗橋三丁目 (コウライバシ3チョウメ)

Koraibashi3

12) つまる音は最初の子音字を重ねて記載するが、次に「ch」が続く場合には「c」を重ねずに「t」を用いる。

《例》 マッチ

Matchi

13) 住所をローマ字で記載する場合には次のとおりとする。

《例》 大阪市北区中之島一丁目3番20号

(オオサカシキタクナカノシマ1チョウメ3バン20ゴウ)

3-20, Nakanoshima1, Kita Ward, Osaka

14) 漢数字を慣用としてアラビア数字でも用いることができる場合は、英文表記はその読み方にかかわらずアラビア数字を用いる。

《例》 谷町六丁目 (タニマチ6チョウメ) (谷町6丁目と表記されることが多い)

Tanimachi6

15) スペースに余裕がない場合は、以下に示す略語を用いることができる。

日本語	英語	略語
通り	avenue / street	ave. / st.
ビル	building	bldg.
センター	center	ctr.
部門	department	dept.
高速道路	expressway	expwy.
政府	government	gov't.
国立	national	nat'l
県	prefecture	pref.
鉄道	railway	rwy.
駅	station	sta.
テレビ	television	TV
大学	university	univ.

(別表) ヘボン式ローマ字表示

日本語音					ヘボン式ローマ字綴り				
あ	い	う	え	お	a	i	u	e	o
か	き	く	け	こ	ka	ki	ku	ke	ko
さ	し	す	せ	そ	sa	shi	su	se	so
た	ち	つ	て	と	ta	chi	tsu	te	to
な	に	ぬ	ね	の	na	ni	nu	ne	no
は	ひ	ふ	へ	ほ	ha	hi	fu	he	ho
ま	み	む	め	も	ma	mi	mu	me	mo
や	—	ゆ	—	よ	ya	—	yu	—	yo
ら	り	る	れ	ろ	ra	ri	ru	re	ro
わ	—	—	—	—	wa	—	—	—	—
ん					n				
が	ぎ	ぐ	げ	ご	ga	gi	gu	ge	go
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ	za	ji	zu	ze	zo
だ	ぢ	づ	で	ど	da	ji	zu	de	do
ば	び	ぶ	べ	ぼ	ba	bi	bu	be	bo
ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ	pa	pe	pu	pe	po
きゃ		きゅ		きょ	kya		kyu		kyo
しゃ		しゅ		しょ	sha		shu		sho
ちゃ		ちゅ		ちょ	cha		chu		cho
にゃ		にゅ		にょ	nya		nyu		nyo
ひゃ		ひゅ		ひょ	hya		hyu		hyo
みゃ		みゅ		みょ	mya		myu		myo
りゃ		りゅ		りょ	rya		ryu		ryo
ぎゃ		ぎゅ		ぎょ	gya		gyu		gyo
じゃ		じゅ		じょ	ja		ju		jo
ぢゃ		ぢゅ		ぢょ	ja		ju		jo
びゃ		びゅ		びょ	bya		byu		byo
ぴゃ		ぴゅ		ぴょ	pya		pyu		pyo

4.2.3. 多言語表記

- 1) 中国語表記は原則として日本語の固有名詞の漢字部分はそのまゝ簡体文字に、かな部分でもとの語が漢字であるものは簡体文字に、外来語もしくはアルファベットによる造語である場合はアルファベットで表記する。普通名詞部分は言語に訳し表意表記する。
- 2) 韓国語表記は原則として日本語の固有名詞部分を日本語の発音に忠実に表音文字で表記する。普通名詞部分は言語に訳し表意表記する。
- 3) 具体的な対訳語は、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」(国土交通省観光庁)を基本とする。

(https://www.mlit.go.jp/kankocho/news03_000102.html)

表 4-1 多言語の対訳語の例

	日本語	英語	中国語 (簡体字)	韓国語
名称・案内・誘導・位置を示すタイプ (タイプB)	寺 (仏閣)	Temple	寺庙	절
	神社	Shrine	神社	신사
	境内	Precincts	设施内	경내
	参拝者の皆様へ	Notice to Visitors	致各位参拜者	입장객 여러분께
	御苑	Imperial Garden	御苑	궁정 정원
	城	Castle	城堡	성
	劇場	Theater	剧院	극장
	温泉	Onsen	温泉	온천
	温泉街	Onsen Town	温泉街	온천가
	テーマパーク	Theme Park	主题公园	테마파크
	遊園地	Amusement Park	游乐场	유원지
	庭園	Garden	庭院	정원
	公園	Park	公园	공원
	正門	Main Gate	正门	정문
	水車	Waterwheel	水车	물레방아
	洞窟	Cave	洞窟	동굴
	鍾乳洞	Limestone Cavern	钟乳岩洞	钟乳동
	丘陵	Hilly Area	丘陵	언덕
	山麓	Foot of Mountain	山脚	산록
	山頂	Peak	山顶	산정
○合目	○ Station (*1)	○合目	○합목	
灯台	Lighthouse	灯塔	등대	
岬	Cape	海角	곶	
峠	Pass	山顶	산고개	

(*1) 例 : 1st Station, 2nd Station, 3rd Station, 4th Station, 5th Station

出典 : 「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」(H26. 3、国土交通省観光庁)

4.3. ピクトグラム

案内表示が文字だけで表現されていると、重要な施設もそれらの中から見つけにくいものである。また、施設のイメージがわかりにくい場合もある。そこで、どの国の人であっても特別な学習を必要とせずに理解できるピクトグラム（図記号）を用いることで、対象とする施設をわかりやすく表示することができる。

4.3.1. ピクトグラム表記

- 1) ピクトグラムは、「案内用図記号（JIS Z8210）」で制定されているピクトグラムを使用する。なお、国の指針に沿って、更新していくこととする。

(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000145.html)



図 4-1 JIS 化されたピクトグラムの例 (1)

出典：案内用図記号（JIS Z8210）(R1.7)



図 4-2 JIS 化されたピクトグラムの例 (2)

出典：案内用図記号 (JIS Z8210) (R1. 7)

- 2) JIS 規格で規定したもの以外で、商業施設、観光・文化・スポーツ施設を示すピクトグラムは、「標準案内用図記号ガイドライン」(交通エコロジー・モビリティ財団事務局)で策定されたものを使用する。

http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/pictogram/data/guideline_2017.pdf

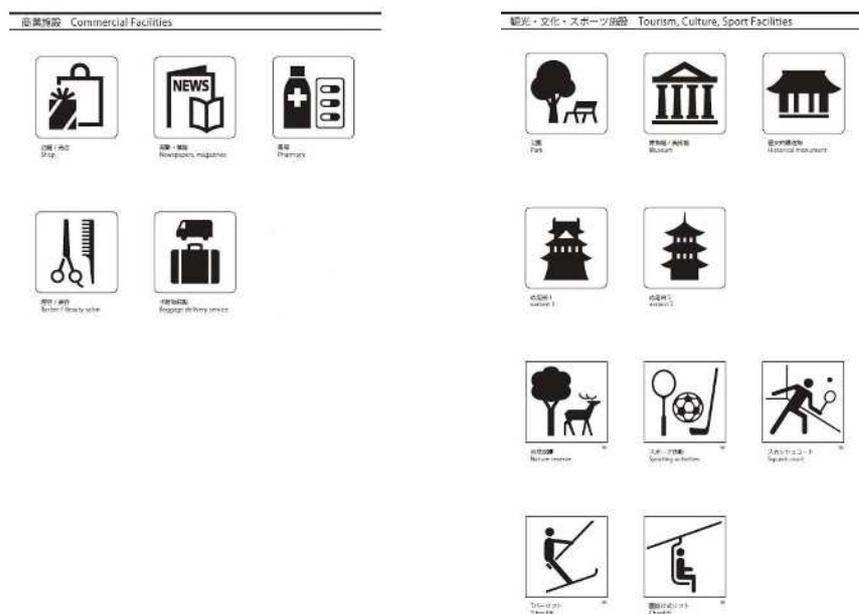


図 4-3 標準案内用図記号の例

出典：標準案内用図記号ガイドライン改訂版 (H29. 7、交通エコロジー・モビリティ財団事務局)

4.4. サイズ

4.4.1. 文字とピクトグラムのサイズ

- 1) 文字とピクトグラムは視距離に基づいて、表示の大きさを設定する。
- 2) 案内表示の視距離に対し、下表の「標準的な文字のサイズ」、「地図内の標準的な文字やピクトグラムのサイズ」で設定された性能以上のサイズで表示する。

表 4-2 標準的な文字のサイズ

視距離	和文文字高	英文文字高
30mの場合	120mm 以上	90mm 以上
20mの場合	80mm 以上	60mm 以上
10mの場合	40mm 以上	30mm 以上
4~5mの場合	20mm 以上	15mm 以上
1~2mの場合	9mm 以上	7mm 以上

出典：「観光活性化標識ガイドライン」(H17.6、国土交通省)

表 4-3 地図内の標準的な文字やピクトグラムのサイズ

	ピクトグラム	和文	英文
凡例部表示	24.0mm	10.5mm	8.0mm
特大サイズ	—	18.0mm	14.0mm
大サイズ	21.0mm	9.0mm	7.0mm
中サイズ	16.5mm	7.0mm	5.5mm
小サイズ	12.0mm	5.0mm	4.0mm

出典：「観光活性化標識ガイドライン」(H17.6、国土交通省)

4.5. 色彩

- 1) 案内表示板の色彩については、図と地のコントラストを強くするなど視認性を高めるとともに、高齢者や弱視者、色覚障がい者に配慮して、「青と黒」、「黄と白」及び「赤と緑」等の見づらい色の組み合わせは用いない。
- 2) また、現在地表示は最も重要度が高いため、赤で表示することを原則とする。
- 3) なお、水面は青系にするなど、地勢や土地利用状況等にふさわしい違和感の無い色彩とすることが望ましい。
- 4) ポジ表現またはネガ表現の地色（枠なしの表現の場合は図形色と背景色）は、無彩色・有彩色を問わず、図に示すように明度スケールで5段階以上の明度差があれば十分な視認性を確保することができる。
- 5) 大阪市景観計画（R 2. 3 変更）における屋外広告物基準に沿ったものとする必要がある。

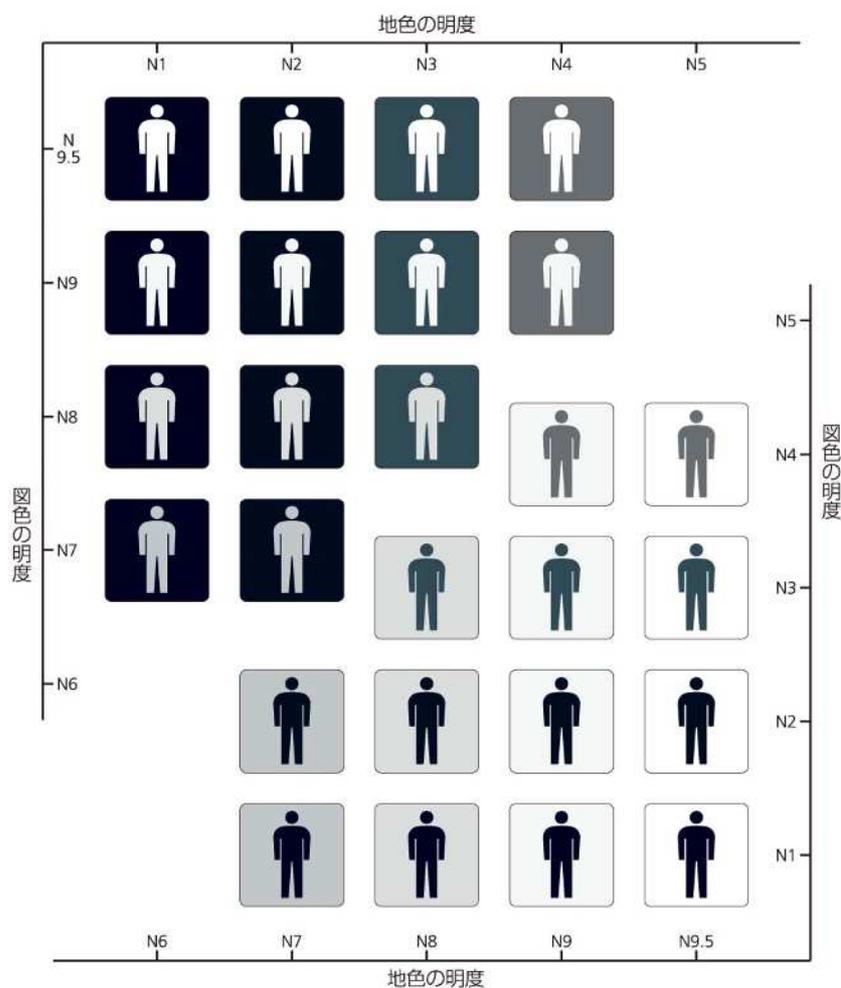


図 4-4 視認性が確保できる図色と地色の明度差の例

出典：「標準案内用図記号ガイドブック」（H13. 12、国土交通省総合政策局監修）

5. 案内表示板の表現

5.1. 基本的な考え方

周りの環境や利用者の感覚能力に関わらず、必要な情報が利用者に負担をかけず効果的に伝えられる表現となっている必要がある。記載すべき情報の重要度に注意し、利用の仕方や表示が理解しやすく、見やすくなるよう表現はシンプルにする。

5.2. 案内図サイン

- 1) 現在地の表示、方位・距離スケール表示と記載範囲の道路形態や歩行上の案内の手がかりとなる建物等地勢概要が的確に分かるようにする。
- 2) 誤認を生じる怖れのある図形の変形や色の使い方をしない。
(同一画面においては地図図形・建物等の縮尺を一定にし、止むを得ず道路等図形を簡略化する場合も大きさや形の比例関係を大まかに反映したものとする。また色においても港湾・河川・公園緑地等の表現は、慣用化した色相から外れたものとしない。同種の記載対象は、同一の表現形式とする。)
- 3) 案内図の表示内容の向きは設置場所で案内表示板に向かって立ったとき、実際の施設が存在する方向と対応するよう表現する。なお市域や広域圏を記載範囲とする案内図は必ずしもこの限りではない。

5.3. 誘導サイン

利用者が歩行中の場合など設置目的から必要と考えられる視覚条件の下で、表示内容全体を容易に見ることができ、文字・ピクトグラムが、十分に可読できる表現とする。

6. 案内表示板の設置

6.1. 基本的な考え方

来街者が迷わず目的の場所に行くためには、多くの人が利用する移動の経路上で、必要などころに案内表示板の配置・設置を行う必要がある。

6.2. 設置

案内表示板の設置に際しては、以下の要件を充たすものとする。

- 1) 案内表示板自体が見つけやすい。
- 2) 案内表示板の設置が、利用者と歩行者その他の人の安全や利便の妨げとならない。
- 3) 多様な利用者（車椅子利用等）に無理な姿勢を強わず、必要な表示全体が見える。
- 4) 案内表示板の利用に必要なたまり空間を確保する。



図 6-1 設置位置の良い例、悪い例

出典：「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」（H23.8、（財）国土技術研究センター）

6.3. 構造・形態

案内表示板の形態は、以下の要件を充たすものとする。

- 1) 案内表示板の表示面の更新、筐体の維持管理が容易な構造であること。
- 2) 日常的な環境の変化（日照・雨・風・気温・ほこり等）に充分耐え得ること。
- 3) 形状や使用の材質仕上、並びに構造が利用者に対し、十分に安全であること。

案内表示板を支える支柱は、視覚障がい者の地図への衝突を防止するため、図に示すように地図の両端に設置することが望ましい。

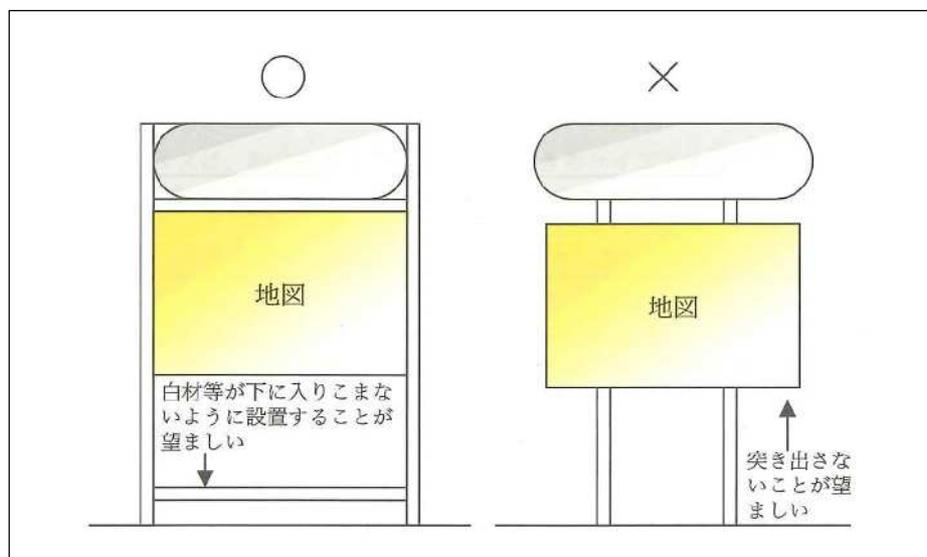


図 6-2 案内表示板を支える支柱の形態

出典：「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」(H23.8、(財)国土技術研究センター)

7. 案内表示板の維持管理

7.1. 維持管理の内容

1) 本体の清掃・点検

- ・設置された案内表示板本体は、定期的な清掃・点検を行い、汚損や破損、危険状態などを速やかに発見し、美観と安全性を維持できるようにする。

2) 掲載情報の更新

- ・案内表示板に掲載されている情報については、施設の新設・廃止・移転・名称変更等の情報を可能な限り速やかに更新し、反映する。

3) 適正配置

- ・都市の中において人の動きは時代とともに変化することから、定期的に配置を見直す必要がある。必要がなくなったと判断される案内表示板は、撤去することが望ましい。

7.2. 設置及び維持管理の計画

適切な維持管理を実現するためには、費用面からの計画も必要であり、メンテナンスを経済的に担保することも検討していく必要がある。

近年、他の自治体において、案内表示板の更新・維持管理等に係る経費を軽減するために、案内表示板へ広告を掲載し、広告料で維持管理を賄っている例もあり、それらを参考に民間活力の導入を検討することも考えられる。

ただし、広告の掲載にあたっては、周辺景観との調和に配慮するとともに、「大阪市屋外広告物条例」を踏まえて実施する必要がある。

8. 景観への配慮

8.1. 基本的な考え方

「来街者と市民が目的の施設や場所にわかりやすく到達できる」ことが案内表示板に求められる基本的な役割といえる。同時に、案内表示板は、街並みを構成する一つの要素として、都市景観の形成のうえで重要な役割を担うこととなる。

案内表示板のデザイン・設計に際しては、建築や街並みの整備の計画段階から、これらと調和のとれたものとなるような検討が行われることが理想である。また、多くの場合、路上に設置されることとなるが、こうした場合においても、周辺の街並みの環境を理解したうえで、形状、素材、色彩等の検討を行い、案内表示板が景観向上に寄与するよう、十分な配慮が必要である。

なお、景観計画の重点届出区域や御堂筋デザインガイドライン区間の民地においては、点滅又は回転等をしないことを広告サインの基準とするとともに、御堂筋デザインガイドライン区間、重点届出区域のうち中之島地区及び当該地区に面する民地では表示内容を自己の氏名等に限定している。また景観重要公共施設においても、これら基準を踏まえ協議することとなっている。

具体のデザインや設計に際しては、以下の計画や条例等に示されている地域の景観形成の方針や基準等を踏まえるものとする。

○「大阪市景観計画」(R 2. 3 変更) ※抜粋

- ・御堂筋地区の景観形成方針
“大阪のシンボルストリートにふさわしい風格とにぎわいをあわせもつ街路景観の形成”
- ・中之島地区の景観形成方針
“水都大阪のシンボルにふさわしいうるおいと風格を感じさせる都市景観の形成”
- ・広告物基準（意匠の基準等）

○「屋外広告物条例」(H25. 1 施行)

- ・「長堀通広告物景観形成地区基本計画」(H26. 11)
- ・「大川広告物景観形成地区基本計画」(H26. 11)
- ・「都市景観における屋外広告物に関するガイドプラン（道頓堀地区）」(H31. 4)
“大阪を代表する繁華街として明るく華やかな街並みに”

○「御堂筋デザインガイドライン」(H26. 1) ※抜粋

- ・御堂筋本町北地区のコンセプト
“上質なにぎわいと風格あるビジネス地区”
- ・御堂筋本町南地区のコンセプト
“特別な時間を愉しむことができる落ち着いた複合地区”

第2編 観光案内表示板の整備方針

9. 観光案内表示板整備の考え方

9.1. 枠組

観光案内表示とは国際集客都市にふさわしく、はじめて大阪を訪れる観光客が駅等を経由して目的地とする集客施設に迷わず到達でき、また戻ることができるためのものである。

「第2編」は「第1編」に基づき、市域全体で一体的な観光案内の整備を進めるため、観光部局（経済戦略局）が設置する観光案内表示板を対象とする。

具体的な整備にあたっては、大阪市の関係部局（建設局等）と連携し、鉄道事業者や施設管理者等とも役割分担しながら、大阪市域全体の観光案内表示板の統一的な整備を進めるものとする。

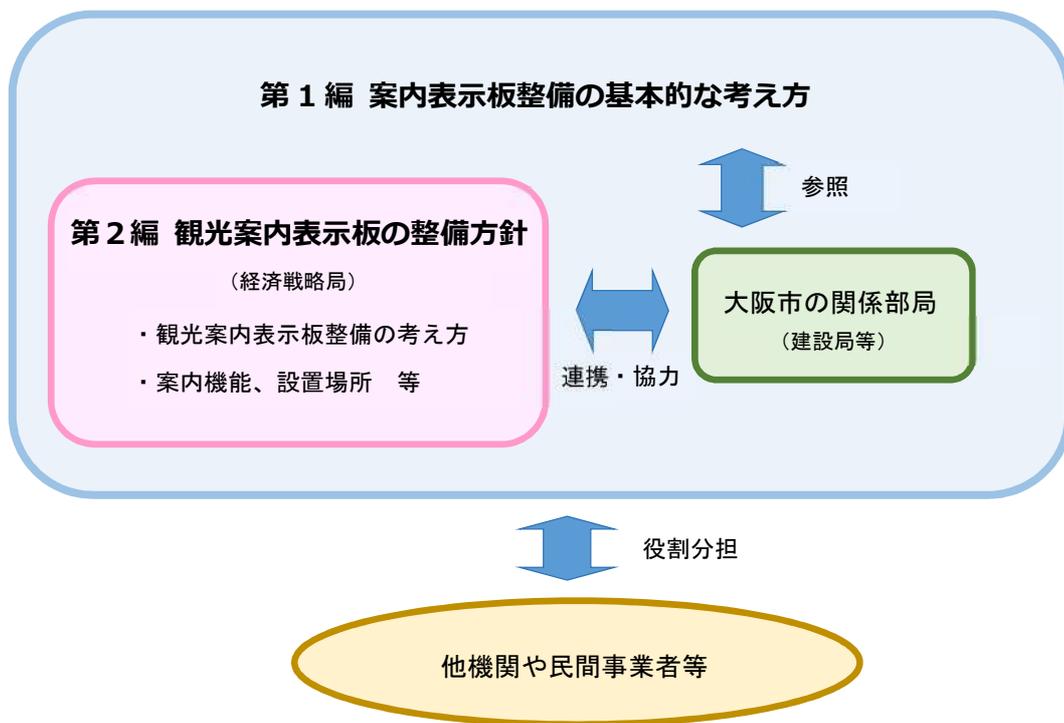


図 9-1 枠組のイメージ

10. 観光案内表示板の案内機能

10.1. 提供すべき案内機能

10.1.1. 観光案内表示板の情報提供方式

観光案内表示板に搭載する機能は、「案内機能」、「案内向上機能」、「通信機能」、「その他付加機能」に分けられ、案内機能では「地図情報」、「観光情報」、「交通情報」、「災害情報」、案内向上機能では「多言語対応」、通信機能では「無線 LAN」の項目の優先度が高い。

表 10-1 案内表示板の情報提供方式

情報提供方式		内容等	情報提供の優先度 ◎：非常に高い ○：高い △：高くない
案内機能	地図情報	地区周辺図、広域図、現在地情報等の情報提供	◎
	観光情報	観光施設、観光施設の写真及び解説等の情報提供	◎
	交通情報	鉄道網図、乗り場案内、発着時刻等の情報提供	◎
	災害情報	避難場所の情報、災害時に緊急情報（エリアメール）で情報提供が可能	○
	イベント情報	市政情報や催し物等の情報提供	△
案内向上機能	多言語対応	日本語の他、英語、中国語（簡体・繁体）、韓国語等の掲載	◎
	タッチパネル式	画面をタッチすることで、利用者の操作により必要な情報を表示させ提供（地図、観光、交通等の情報を言語変更させて表示）	—
	内照式	夜間時の案内表示板の情報を見やすくするため内部の照明が点灯	—
通信機能	無線 LAN	訪日外国人観光客等が屋外でインターネットを通じて観光情報を得るために整備	◎
その他付加機能	非常用電源	災害時の非常時に電源を確保できるよう整備	△
	防犯カメラ	防犯等の監視及び抑止のため整備	—
	QRコード	案内表示板に掲載し、インターネットを経由して地図情報、観光情報、広告スポンサーの店舗情報を取得可能	—

10.1.2. タイプ分け

観光案内表示板に搭載する機能に応じて、アナログ盤面による情報発信を行う「従来型」、アナログ盤面をベースに、無線LANを有し、スマートフォン等の情報端末との連携により必要な情報の持ち出しを可能とする「情報端末連携型」、タッチパネルを有し、利用者の操作により必要な情報を引き出して表示させることができる「高機能型」にタイプを分ける。

表 10-2 費用対効果を勘案したタイプ分け

	案内機能				案内向上機能			通信機能	整備費用目安	事例
	地図情報	観光情報	交通情報	災害情報	多言語対応	内照式	タッチパネル式	無線LAN		
従来型	○	△	△	×	△	×	×	×	低	大阪市 (既存案内表示板)
情報端末連携型	○	○	○	△	△	○	×	○	中	横浜市
高機能型	○	○	○	○	○	○	○	○	高	大阪市 (道頓堀)

※整備費用目安は、民間事業者にヒアリングした中で、3分類（低、中、高）で表示。



大阪市（既存案内表示板）



横浜市



大阪市（道頓堀）

図 10-1 事例写真

11. 観光案内表示板の設置場所

11.1. 重点エリアと一般エリア

11.1.1. 整備の考え方

重点エリアと一般エリアでは、地域特性が大きく異なるため、整備の考え方を整理する。

(1) 重点エリアと一般エリア

- ・「大阪都市魅力創造戦略 2020」において、世界第一級の文化・観光拠点形成・発信を重点的に取り組むエリアを重点エリアとして設定している。

- ・ 大阪駅周辺地区
- ・ 中之島地区
- ・ 大阪城・森之宮・大手前地区
- ・ 御堂筋地区
- ・ なんば駅周辺地区
- ・ 天王寺・阿倍野地区
- ・ 築港・ベイエリア地区

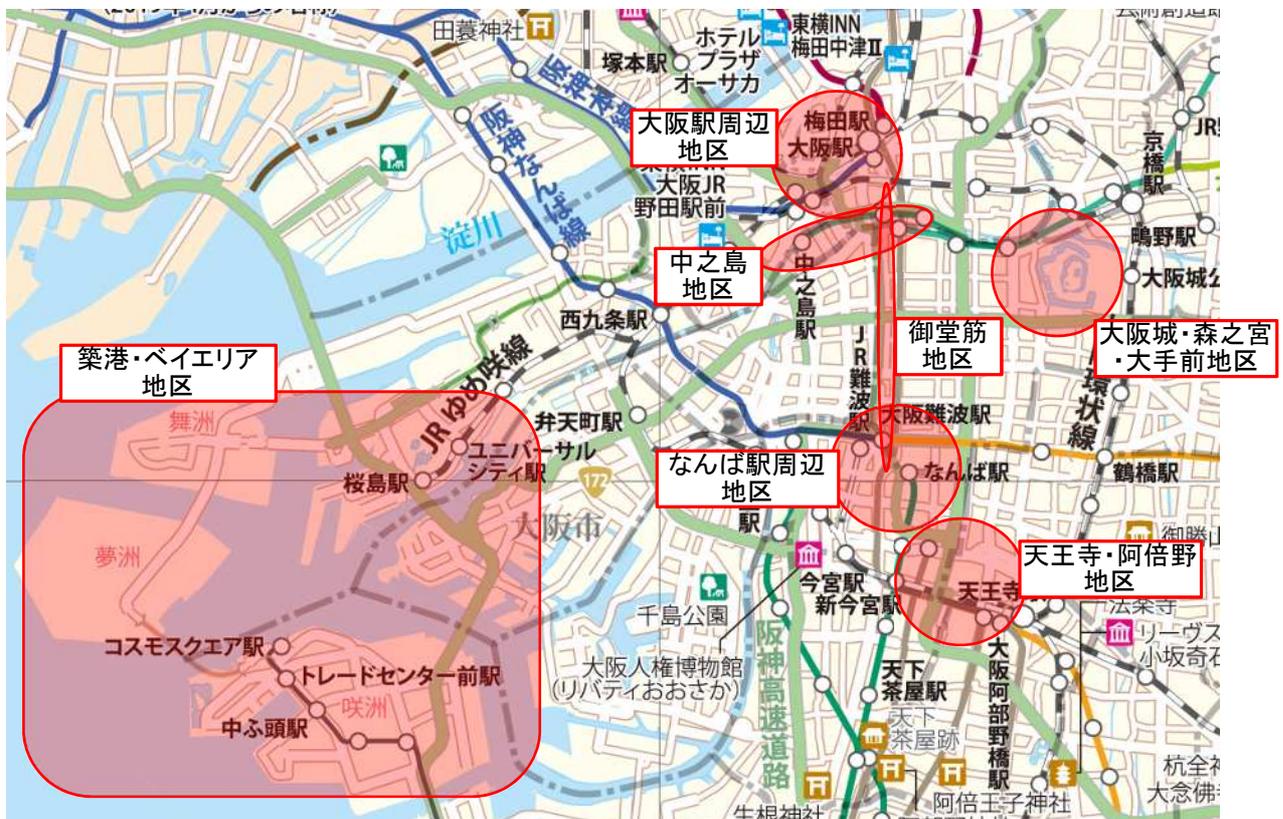


図 11-1 重点エリアの位置図

- ・重点エリアと一般エリアの地域特性と整備の考え方は、以下のとおりとする。

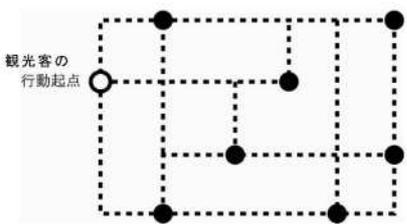
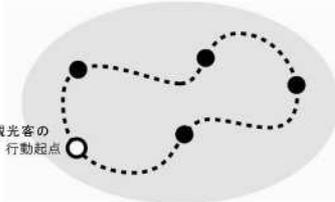
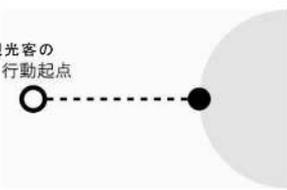
表 11-1 重点エリアと一般エリアの考え方

エリア区分	主な特性	整備の考え方
重点エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪を代表する観光地 ・歴史、文化、レジャー、スポーツ施設の集積地 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加している訪日外国人を含む観光客の多彩なニーズに対応できる案内機能のグレードアップ ・観光客が昼夜を問わずまちの魅力を感じ、安全で安心して旅行を楽しめる情報提供（観光情報の充実、災害情報の発信等） ・主要目的地周辺にある集客施設への周遊促進 ・起点から経路上、目的地までの案内の連続性確保
一般エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地、業務地が混在する市民の生活空間 	<ul style="list-style-type: none"> ・起点から経路上、目的地までの案内の連続性確保

(2) エリアの分類

- ・エリアの分類については、国土交通省のガイドラインを参考に、重点エリアの特徴や主要集客施設の配置状況等を踏まえ、以下の3つの分類（①自由アクセス型、②ルート設定型、③直接アクセス型）で分けるものとする。
- ・①自由アクセス型は、主要集客施設が複数点在している「大阪駅周辺地区」、「中之島地区」、「御堂筋地区」、「なんば駅周辺地区」、「天王寺・阿倍野地区」の5地区とする。
- ・殆どの観光客の目的地が大阪城である「大阪城・森之宮・大手前地区」は②ルート設定型の分類とする。
- ・最後に、起点と目的地を直接的に結ぶ「直接アクセス型」は、「築港・ベイエリア地区」と「一般エリア」とする。

表 11-2 エリアの分類

分類名称	観光地の誘導形態	地区
①自由アクセス型	<p>地域内に観光資源等の主要集客施設が複数点在し、観光客が自由にアクセスを行えるように誘導する地域</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪駅周辺地区 ・中之島地区 ・御堂筋地区 ・なんば駅周辺地区 ・天王寺・阿倍野地区
②ルート設定型	<p>観光客の目的地が同一である地域で、観光客をあらかじめ設定された観光ルートに誘導する地域</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪城・森之宮・大手前地区
③直接アクセス型	<p>一定の面的エリア又は単一の施設に観光客を誘導する地域</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・築港・ベイエリア地区 ・一般エリア

※観光地の誘導形態は、国の「観光活性化標識ガイドライン（H17.6 国土交通省）」の3つの分類を用いた。

11.1.3. 地区別の整備方針

各地区の地域特性に応じた方針を策定し、整備を行う。

各地区の整備方針と配置イメージを以下に示す。

(1) 重点エリア

表 11-3 大阪駅周辺地区の特性・誘導形態と整備の考え方

<p>地区の特性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪駅・梅田駅」を中心に大型商業施設が広がっているエリア ・西日本一の主要ターミナル駅で、観光客が集中 ・主な集客施設としては、新梅田シティ、グランフロント大阪、HEP FIVE 観覧車などがあり、ペDESTリアンデッキや地下街でつながっている ・大阪駅北側で再開発が進められており、世界から人が集まる街づくりとして付加価値の高い快適空間づくりが推進されている ・大阪駅の南側には、大阪のシンボルストリートにふさわしい風格とにぎわいをあわせもつ街路景観の形成、ビジネス街としての落ち着きがあり緑豊かな街路景観の形成をめざす御堂筋及び四つ橋筋地区が位置している
<p>観光客の誘導形態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自由アクセス型
<p>整備の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、目的地となる観光施設周辺や起点となる地下鉄駅周辺に観光案内表示板を設置する ・鉄道駅周辺や経路上は、駅や施設等が設置した案内表示板がない場合に限り、必要に応じ設置する

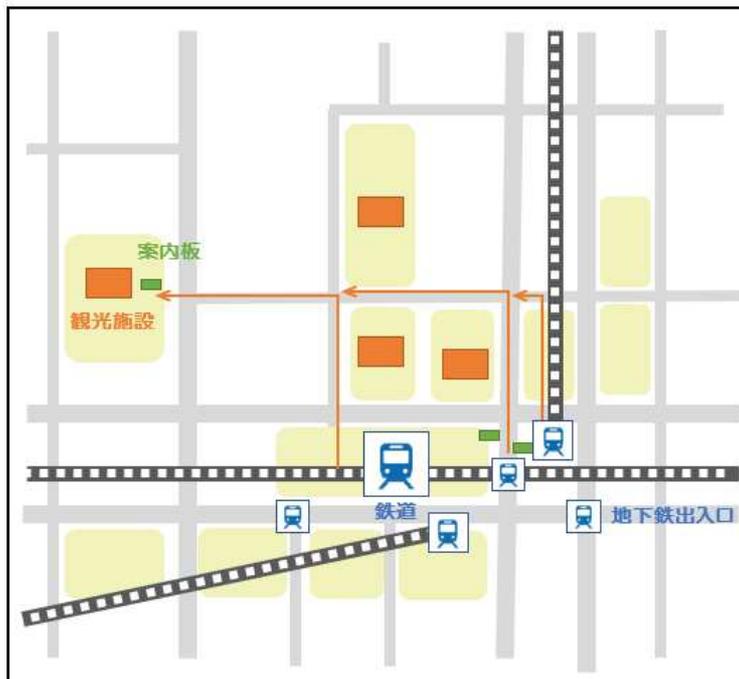


図 11-2 大阪駅周辺地区の配置イメージ

表 11-4 中之島地区の特性・誘導形態と整備の考え方

<p>地区の特性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史文化施設が集積したエリア ・ 堂島川と土佐堀川に囲まれた中洲であり、水辺と歴史的建物の景観が徒歩で楽しめる ・ 主な集客施設としては、中之島公園、中央公会堂、適塾などがある ・ 水の都・大阪のシンボルにふさわしい、うるおいと風格を感じさせる都市景観の形成をめざした中之島地区が位置し、特に、御堂筋より東側は、歴史的建築物及び構造物の集積により、水の都大阪の歴史や伝統を継承するとされている ・ 新しい美術館（こども本の森中之島 [2020 年度]、大阪中之島美術館 [2021 年度]）が開館予定
<p>観光客の誘導形態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自由アクセス型
<p>整備の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主として、目的地となる観光施設周辺や地下鉄駅周辺（起点）に観光案内表示板を設置する ・ 経路上は、分岐が必要な主要な交差点に限り、必要に応じ設置する ・ 地域の特性を踏まえ、景観への十分な配慮が必要



図 11-3 中之島地区の配置イメージ

表 11-5 大阪城・森之宮・大手前地区の特性・誘導形態と整備の考え方

<p>地区の特性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪城公園を中心とした歴史景観エリア ・殆どの観光客が目的地としている大阪を代表する観光地（大阪城） ・鉄道路線に囲まれており四方からのアクセスが可能 ・主な集客施設としては、大阪城公園、大阪城天守閣、大阪歴史博物館などがある ・大阪城公園を中心とした世界的な歴史観光拠点化の一層の推進とともに、森之宮では交流を育むまちを目指した取組みが進められている ・大阪城公園周辺では、大阪城天守閣を中心とした象徴的な眺めを創出するよう、大阪城景観配慮ゾーンが位置している
<p>観光客の誘導形態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ルート設定型
<p>整備の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、目的地となる観光施設周辺や起点となる鉄道駅周辺に観光案内表示板を設置する ・経路上は歩行者案内標識がない場合に限り、必要に応じ設置する ・地域の特性を踏まえ、景観への十分な配慮が必要



図 11-4 大阪城・森之宮・大手前地区の配置イメージ

表 11-6 御堂筋地区の特性・誘導形態と整備の考え方

<p>地区の特性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪中心部を南北に縦断する大阪のシンボルロード ・ゾーンにより異なる地区特性をもち、淀屋橋～本町区間は業務機能を軸とした風格あるビジネスゾーン、本町～長堀区間は業務のみならず高質な商業施設が集積している複合ゾーン、長堀以南は多様な商業が集積したゾーンである ・主な集客施設としては、御堂筋を軸とした心齋橋筋商店街、アメリカ村などがある ・御堂筋のブランド力の向上をめざす取組みとして、御堂筋の空間再編（側道歩行者空間化）が予定されている ・エリアマネジメント活動により、道路空間の活用に向けた取組みや広告サインの掲出ルール運用による地域景観づくりが進められている
<p>観光客の誘導形態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自由アクセス型
<p>整備の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・御堂筋が目的地（起点も兼ねる）となることから、御堂筋沿いの地下鉄駅周辺に観光案内表示板を設置する ・地域の特性を踏まえ、景観への十分な配慮が必要

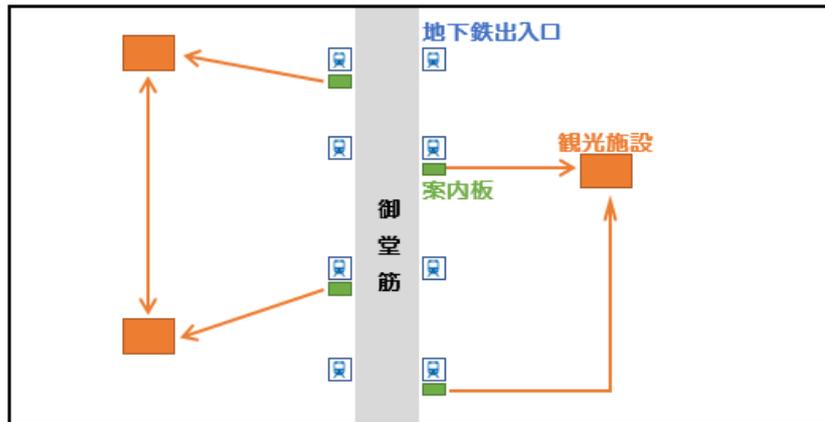


図 11-5 御堂筋地区の配置イメージ

表 11-7 なんば駅周辺地区の特性・誘導形態と整備の考え方

<p>地区の特性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・なんば駅を中心に南北方向広がっているエリア ・「ミナミ」の主要ターミナル、なんば駅が主要駅、関西国際空港からの玄関口で関西のインバウンド拠点 ・主な集客施設としては、道頓堀、法善寺横丁、国立文楽劇場、黒門市場などがあり、まちなかは商店街が複数交差した街歩きが楽しめる繁華街 ・なんば駅周辺では、道路空間を人中心の空間へと再編し、エリアマネジメント活動等により、上質で居心地の良い観光拠点化（駅前広場整備等）が進められている ・近鉄難波駅の北側には、大阪のシンボルストリートにふさわしい風格とにぎわいをあわせもつ街路景観の形成をめざす御堂筋地区が位置している
<p>観光客の誘導形態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自由アクセス型
<p>整備の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、起点となる鉄道駅周辺に観光案内表示板を設置する ・目的地周辺や経路上は歩道上に空間が確保でき、歩行者案内標識がない場合に限り、必要に応じ設置する



図 11-6 なんば駅周辺地区の配置イメージ

表 11-8 天王寺・阿倍野地区の特性・誘導形態と整備の考え方

<p>地区の特性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・天王寺駅を中心に東西方向に広がっているエリア ・大阪南地域エリアの主要ターミナル、天王寺駅が主要駅、関西国際空港からの玄関口 ・日本一の高層ビルや大阪のシンボル・通天閣など、新旧の建物や街並みが混在する大阪らしさが楽しめる観光地 ・主な集客施設としては、天王寺公園、あべのハルカス、新世界、通天閣、四天王寺などがある ・多様な観光資源を有する大阪の南の玄関口として、地区の核となる天王寺公園・動物園・美術館の魅力向上ならびに、回遊性向上や賑わい創出の取組みや都市の魅力発信など、文化観光拠点化が進められている
<p>観光客の誘導形態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自由アクセス型
<p>整備の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、目的地となる観光施設周辺や起点となる鉄道駅周辺に観光案内表示板を設置する ・経路上は歩行者案内標識がない場合に限り、必要に応じ設置する



図 11-7 天王寺・阿倍野地区の配置イメージ

表 11-9 築港・ベイエリア地区の特性・誘導形態と整備の考え方

<p>地区の特性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水族館、テーマパーク、スポーツ施設など海辺に広がるレジャースポットが集積したエリア ・フェリーやクルーズなど船からの玄関口、鉄道網は限られている ・主な集客施設としては、天保山、海遊館、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンなどがある ・大阪・関西万博が予定され、国際的なエンターテイメント機能等を備えた統合的リゾート（IR）誘致や、クルーズ客船の母港化などにより、世界にアピールできる集客観光拠点化が進められている
<p>観光客の誘導形態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・直接アクセス型
<p>整備の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、目的地となる観光施設周辺や起点となる鉄道駅周辺に、駅や施設が設置した案内がない場合や、経路上の分岐点に歩行者案内標識がない場合に限り、観光案内表示板を設置する



図 11-8 築港・ベイエリア地区の配置イメージ

(2) 一般エリア

表 11-10 一般エリアの特性・誘導形態と整備の考え方

地区の特性	<ul style="list-style-type: none">・主に市内郊外部や住宅地等に位置するエリア・利用できる鉄道は限られており、駅から公園等の面的エリアまたは特定の観光施設を目的として訪れるエリア
観光客の誘導形態	<ul style="list-style-type: none">・直接アクセス型
整備の考え方	<ul style="list-style-type: none">・主として、目的地となる観光施設周辺や起点となる鉄道駅周辺に、駅や施設が設置した案内がない場合や、経路上の分岐点に歩行者案内標識がない場合に限り、観光案内表示板を設置する

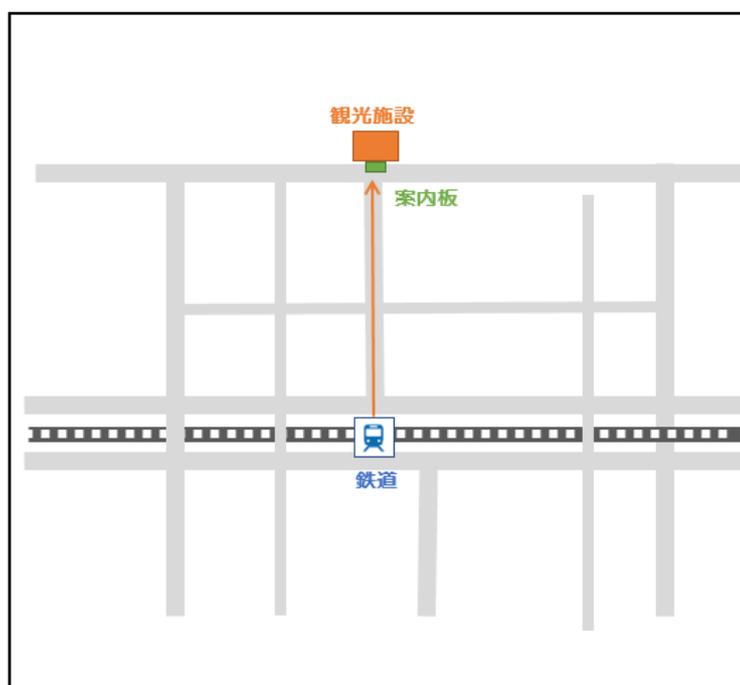


図 11-9 一般エリアの配置イメージ

11.2. 案内施設の選定

11.2.1. 施設抽出の考え方

大阪市域内の全ての施設を対象として、訪日外国人が多く、特に案内が必要な観光施設や、旅行者が災害発生時に必要な情報を入手できる環境整備の観点から抽出する。

11.3. 整備箇所の選定

11.3.1. 整備箇所選定の考え方

整備箇所は、①目的地周辺、②起点周辺、③経路上とする。

- ①「目的地」とは、「11.2.1」で選定した施設とする。
- ②「起点」とは、目的地までの最短経路の最寄り駅出口とする。
- ③「経路上」とは、起点から目的地に至るまでの分岐点とする。

施設の立地条件や駅及び施設内の既存案内の設置状況も考慮しつつ、施設ごとに誘導ルートを設定し、整備箇所の選定を行う。



図 11-10 設置場所イメージ